

「企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知」

(匯発[2008]30 号)

(2008 年 7 月 2 日公布、7 月 14 日施行)

2008 年 9 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）上海センター編

※ 本資料は、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。

国家外貨管理局 企業貨物貿易項目下外債登記管理の実施に関する通知

以下は通知の原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
国家外汇管理局 汇发【2008】30号 国家外汇管理局关于实行企业货物贸易项下 外债登记管理有关问题的通知 国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行： 为完善外债统计监测与管理，防范外债支付风险，根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外债统计监测暂行规定》和《外债管理暂行办法》等规定，国家外汇管理局决定实行企业货物贸易项下外债登记管理，现就有关问题通知如下： 一、本通知所称企业货物贸易项下外债，包括企业出口预收货款和进口延期付款。预收货款指出口货物合同约定收汇日期早于合同约定出口日期或实际收汇日期早于实际出口报关日期收汇；延期付款指进口货物货到付款项下合同约定付汇日期晚于合同约定进口日期或实际付汇日期晚于实际进口报关日期90天以上（不含）的付汇。 二、企业预收货款和延期付款实行登记管理。企业应通过互联网或前往所在地外汇局（以下简称“外汇局”）登陆国家外汇管理局网上服务平台上的贸易信贷登记管理系统（网址：www.safesvc.gov.cn），办理预收货款和延期付款的逐笔登记和注销手续。 三、自2008年7月14日起，企业新签约出口合同中含预收货款条款和合同中未约定而实际发生预收货款的，应在合同签约之	国家外貨管理局 匯発【2008】30号 国家外貨管理局 企業貨物貿易項目下外債登 記管理の実施に関する通知 各省、自治区、直辖市の国家外貨管理局分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、廈門、寧波市分局及び各中資外為指定銀行： 外債の統計モニタリングと管理を改善し、外債支払いのリスクを防ぐ為、『中華人民共和国外貨管理条例』、『外債統計モニタリング暫定規定』と『外債管理暫定方法』等の法規に基づき、企業貨物貿易項目下外債登録管理制度を行うことと決定した。制度に関連する問題を以下の通り通知する。 一、本通知における「企業貨物貿易項目下外債」とは輸出前受と輸入延払の二種類である。前受とは契約に明記した入金日が輸出日より前、また実際入金日が輸出通関日より前のことを指す。延払とは輸入貨物到着後支払項目下の契約に明記された送金日が輸入日より後、または実際送金日が輸入通関日より90日後の送金のことである。 二、企業の前受と延払の登記管理を行う。企業はインターネットまたは所在地外貨管理局（以下、外管局）に出向き、www.safesvc.gov.cnの貿易融資登記管理システムにアクセスし、前受と延払の登記及び取消し手続きを都度行う。 三、2008年7月14日より、新規輸出契約に前受に関する内容が含まれ、或いは契約で約定されていないが実際に前受金が発生した場

日起或实际收到预收货款之日起 15 个工作日内，办理预收货款合同登记手续，企业合同中未约定而实际收到预收货款的同时办理预收货款提款登记手续。企业按合同约定收到预收货款之日起 15 个工作日内，办理预收货款提款登记手续。

已登记预收货款项下货物报关出口和货物未出口退汇的，企业应在货物报关出口之日起或退汇之日起 15 个工作日内办理预收货款注销手续。超过登记预收货款项下货物出口时间 30 天（含）的，应书面说明预收货款未注销原因，并提供相关证明材料，外汇局存档备查。退汇手续按照出口收汇核销管理有关退赔外汇的规定办理。

企业出口买方信贷的提前收汇，应办理预收货款登记手续。企业出口押汇、福费廷、保理等贸易融资项下的收汇，不需办理预收货款登记手续。

四、预收货款可收汇额由贸易信贷登记管理系统依据企业预收货款登记和出口收汇情况及其所属行业特点生成。银行应按照货物贸易出口收结汇联网核查等相关外汇管理规定，在相应可收汇额内为企业办理预收货款的收结汇手续。

五、自 2008 年 10 月 1 日起，企业新签约进口合同中含延期付款条款和实际发生延期付款的，应在合同签约之日起或在海关签发进口货物报关单后 90 天之日起 15 个工作日内，办理延期付款登记手续。已登记延期付款项下货款对外支付之日起 15 个工作日内，企业应办理延期付款注销手续。

六、企业登记的延期付款的年度累计发生额，不得超过该企业上年度进口付汇总额

合、契約日または着金日より 15 日以内に登記手続を行わなければならない。企業は契約で約定されていないが前受金を受取った場合、受取った時点で前受金引出登記手続きを行う。企業は契約通りに前受金を受け取った場合、受取日から 15 日以内に、前受金の引出登記手続きを行う。

登記済みの貨物通関輸出と輸出取り消しによる送金組み戻しの場合、通関日又は組み戻し日より 15 日以内に前受の消し込み手続きを行わなければならない。予定貨物輸出日より 30 日以上遅れた場合、詳しい原因の説明書と証明書類を提出しなければならない。外貨組み戻し手続は、輸出外貨受取照合管理に規定する外貨組み戻し・賠償に基づき手続を行う。

企業のバイヤーズクレジットでの事前外貨受取は、前受登記手続を行わなければならない。企業輸出買取、フォーフェイティング、ファクタリング等貿易融資項目下の外貨受取は前受登記手続を行う必要がない。

四、前受の外貨受取限度額は貿易融資登記管理システムにより企業の前受登記、輸出外貨受取状況と企業の所属業界の特徴に基づいて決められる。銀行は貨物貿易輸出受取り外貨の人民元転オンライン照合・審査等の外貨管理の規定に基づき、外貨受取限度額の範囲内で前受金の受取・人民元転手続を行う。

五、2008 年 10 月 1 日より、企業の新規輸入契約に延払の関連内容を含む、或いは実際に延払いを行った場合、契約日また税関の輸入貨物通関申告書発行日より 90 日後から 15 日以内に延払登記手続を行う。延払登記後、輸入代金の支払から 15 日以内に延払登記の消し込みを行わなければならない。

六、企業が登記した延払の年度累計発生額は前年度輸入支払総額の 10%を超えてはなら

的 10%。大型成套设备进口、签订长期进口供货合同等超过前述比例的延期付款需求，以及新设企业的延期付款需求，由外汇局根据企业所属行业特点及实际情况征求商务主管部门和行业协会的意见核定。银行应根据货物贸易进口售付汇等相关外汇管理规定，在额度内为企业办理延期付款的购付汇手续。

七、外汇局对企业预收货款和延期付款的登记和注销登记情况进行监督检查。

企业未按照本通知规定办理预收货款和延期付款登记、注销手续的，或以虚假合同办理登记的，按照《中华人民共和国外汇管理条例》和外债管理相关规定处罚。企业接受处罚并经核准后，应办理预收货款和延期付款补登记手续。未经补登记的延期付款，银行不得为企业办理购付汇手续。

企业超过预收货款项下登记的货物出口时间 90 天（含），仍然没有办理注销登记手续且不能说明合理原因，并根据外债管理规定被认定为违规对外借款的，由外汇局按照《中华人民共和国外汇管理条例》和外债管理相关规定予以处罚，**责令预收货款原路退回，并按本通知规定办理预收货款注销登记手续。**

银行违反本通知规定为企业办理预收货款收结汇、延期付款购付汇手续的，按照《中华人民共和国外汇管理条例》和外债管理相关规定处罚。

八、企业预收货款和延期付款项下涉及外汇核销管理和超过 90 天（不含）的信用证等非货到付款项下延期付款的管理，仍按现行规定执行。

九、本通知适用于个人对外贸易经营者和保税监管区域内具有外贸经营资格从事非

ない。大型設備の輸入、長期輸入契約等前述の比例を超えた延払い、新設企業の延払いについて、外貨局が業界の特徴と実際の状況、並びに商務主管部門と業界協会の意見に基づき審査する。銀行は貨物貿易輸入代金の外貨売渡し・支払等関連外貨管理の規定に基づき、限度額内に企業の延払い手続きを行わなければならない。

七、外管局は企業の前受と延払の登記と消し込みを監督・検査する。

本規定に基づき、前受と延払の登記と消し込みを行わない、または偽の契約を使い、登記する場合は、「中華人民共和国外貨管理条例」と外債管理関連規定に従って処罰する。企業は処罰を受けた後、批准を得て改めて前受と延払の登記手続きを取らなければならない。補充登記を行わない場合、銀行は外貨売渡し・支払の手続きを行ってはいけない。

前受金項目下登記の貨物は輸出予定日後 90 日以上経っても、登記の消し込みを行わず、原因説明もできず、違法な対外借入と見なされる場合、『中華人民共和国外貨管理条例』と外債管理関連規定に従って処罰する、**前受金の払戻しを命じ、かつ本通知の規定に基づき前受金登録取消手続きを行う。**

銀行が本通知に違反し、企業に対し前受金の受取・人民元転または延払の外貨売渡し・支払を行った場合、『中華人民共和国外貨管理条例』と外債管理関連規定に従って処罰する。

八、前受、延払項目下で、外貨照合・消し込み（「核銷」）管理、または 90 日超（90 日含まない）の信用状等の貨物到着後払いではない延払管理は現行規定に基づいて行う。

九、本通知は個人対外貿易経営者と保税區監管区域内の対外貿易經營資格を持ち、非保

保税货物贸易的企业。 十、本通知自 2008 年 7 月 14 日起开始施行。自 2008 年 10 月 1 日起，以往法规与本通知有关内容不一致的，以本通知规定为准。 各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局和银行，并认真组织实施。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。 联系电话： 国家外汇管理局资本项目管理司 梁勇 010-68402250 国家外汇管理局信息中心 王毅 010-68402469 二〇〇八年七月二日	税貨物貿易を取り扱う企業にも適用する。 十、本通知は 2008 年 7 月 14 日より実施する。2008 年 10 月 1 より、以前の法規と本通知が一致しない場合は本通知に準ずる。 各分局、外貨管理部は本通知を受けた後、直ちに区内中心分局と銀行に転送し、確実に実施すること。執行中問題が発生した場合は、直ちに国家外貨管理局に報告すること。 連絡先： 国家外貨管理局資本項目管理司 梁勇 010-68402250 国家外貨管理局情報センター 王毅 010-68402469 二〇〇八年七月二日
--	--

(仮訳作成 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング)